

令和 3 年

第 3 回八雲町議会臨時会

議 題

開会 令和 3 年 4 月 1 5 日

閉会 令和 3 年 4 月 日

八 雲 町

議案第 1 号

令和 3 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度八雲町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,011 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,294,332 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 4 月 15 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		千円 35,225	千円 6,011	千円 41,236
	1 繰越金	35,225	6,011	41,236
歳 入 合 計		14,288,321	6,011	14,294,332

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 390,706	千円 6,011	千円 396,717
	1 商工費	390,706	6,011	396,717
歳 出 合 計		14,288,321	6,011	14,294,332

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
20 繰越金	35,225	6,011	41,236
歳入合計	14,288,321	6,011	14,294,332

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	390,706	6,011	396,717
歳出合計	14,288,321	6,011	14,294,332

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	6,011
0	0	0	6,011

2 歳 入
 20 款 繰越金
 1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	千円 35,225	千円 6,011	千円 41,236
計	35,225	6,011	41,236

3 歳 出
 7 款 商工費
 1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	千円 252,444	千円 6,011	千円 258,455	千円	千円	千円	千円 6,011
計	390,706	6,011	396,717	0	0	0	6,011

節		金額	説明
区分	金額		
1 前年度繰越金	千円 6,011	前年度繰越金	千円 6,011

節		金額	説明
区分	金額		
10 需用費	千円 5	5 消耗品費 印刷製本費	千円 4 1
11 役務費	6	6 運搬料	6
18 負担金補助及び交付金	6,000	酒類販売事業継続支援金	6,000

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 15 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 23 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 3 年 2 月 19 日、八雲町東町 42 番地の東部生活館駐車場において、町有自動車が後退した際、後方に駐車していた相手方車両の前方部に接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 69,795 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町*****
* * * * |

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 4 月 15 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和 3 年 3 月 26 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 3 年 2 月 18 日、八雲町本町 265 番地先路上において、町有自動車が駐車場から後退した際、信号待ちにより停車していた相手方車両の左側面部に接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 288,464 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町*****
* * * * |